

城東区区政会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号。以下「条例」という。）第4条第2項及び第12条第1項の規定に基づき、城東区区政会議（以下「区政会議」という。）の運営に必要な事項を定めた城東区区政会議運営要綱第6条に基づき、区政会議の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 傍聴を認める定員は15名とする。

(2)会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻までに、受付において区役所の指示を受け、会場に入場するものとする。

(3) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了する。なお、開催予定時刻の30分前時点での定員を超過した場合は抽選を行うものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第3条 傍聴者は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

(1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと

(2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと

(3) 飲食又は喫煙をしないこと

(4) 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などを出さないこと

(5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、区長の許可を得た場合は、この限りでない。

(6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと

(7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(会議の秩序維持)

第4条 傍聴者は、会場においては、区役所の指示に従うものとする。

(2) 傍聴者が第3条の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないとときは、退場させることができる。

(報道機関の特例)

第5条 報道機関の傍聴については、記者席を設ける。

(2) 会場内の写真撮影、録画については、区役所が示す取材位置においてするものとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に必要な事項は区長が定める。